

第2次

鹿屋市環境基本計画

令和 2 (2020) 年～令和 11 (2029) 年度
【中間見直し】令和 6 (2024) 年

令和 6 年度の進捗報告



市民生活部生活環境課

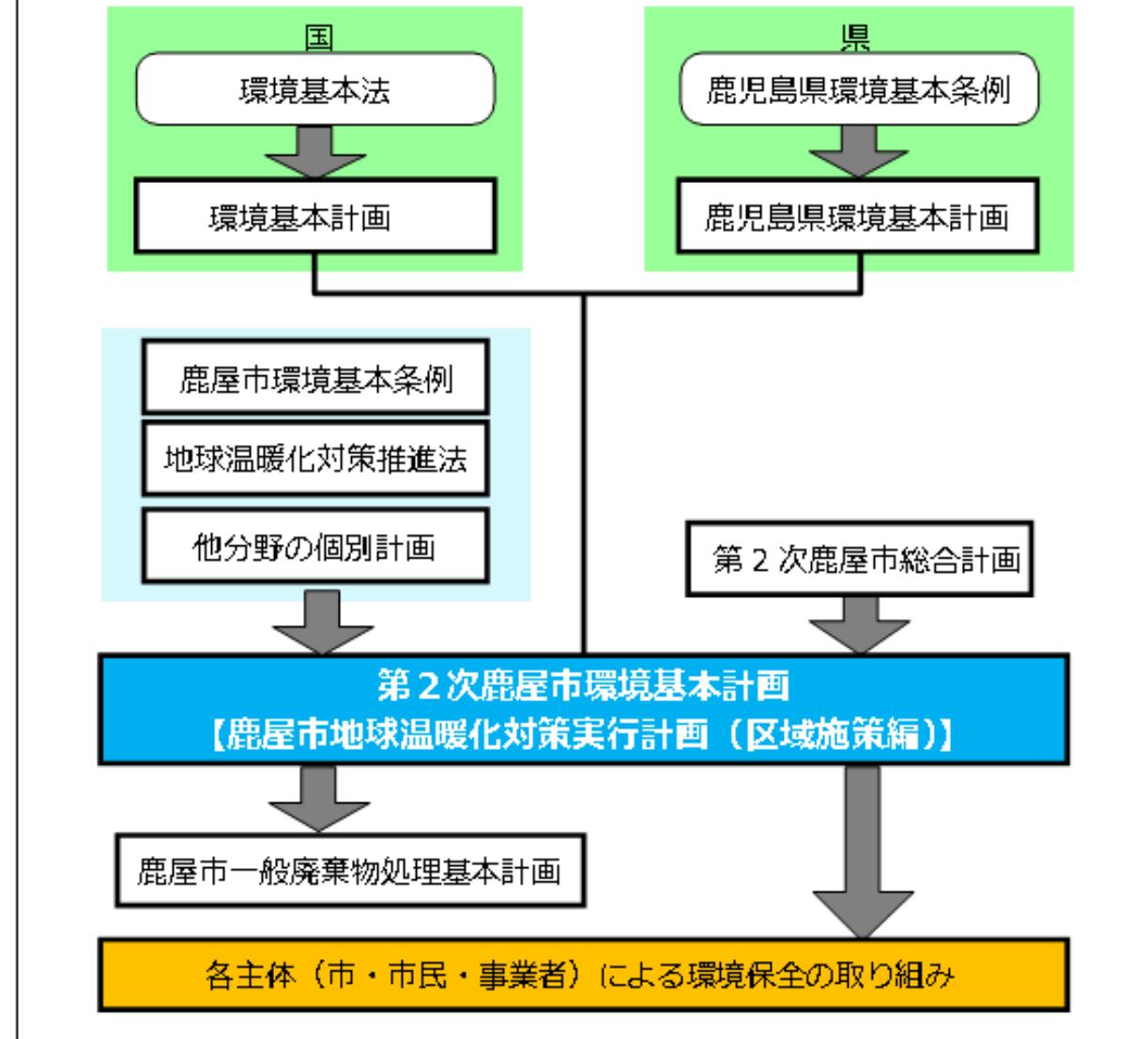
第2次鹿屋市環境基本計画

計画の趣旨

市の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、本市の環境面における施策の最も基本となる計画である。



計画の位置付け



計画期間

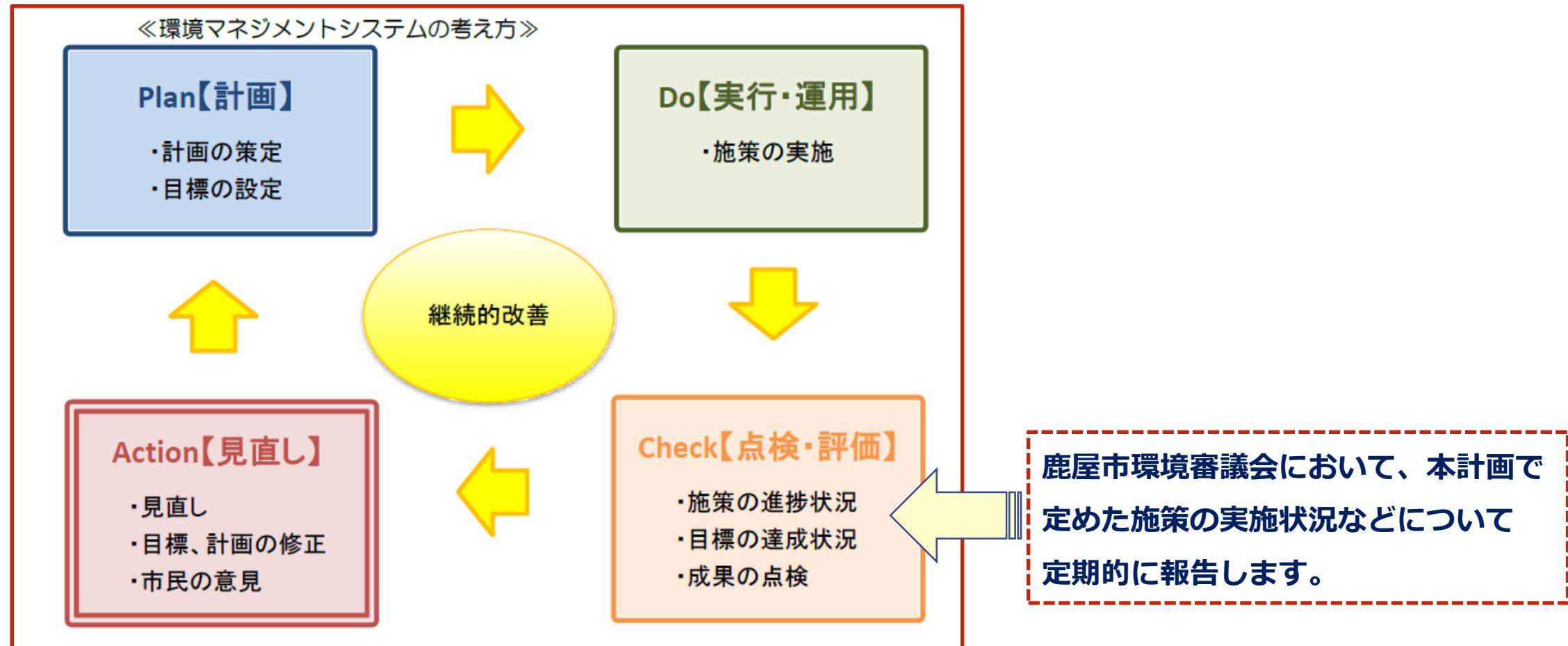
令和2年度から令和11年度までの10年間
※令和6年度に中間見直しを行っている。

【第1次鹿屋市環境基本計画】
平成22年度（2010年度）から平成31年度（2019年度）

計画の進行管理

施策の効果及び目標の達成度については、環境指標を基に評価検証を実施し、必要に応じて関係機関との連携強化や計画の見直し・修正などを行います。

また、計画の推進にあたっては、次のような環境マネジメントシステムの基本的な考え方を取り入れ、計画（Plan）、実行・運用（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）を繰り返し行う「PDCA サイクル」により管理し、環境の継続的な保全の取り組みに努めます。



第2次鹿屋市環境基本計画 施策体系

環境像

未来につなごう
ひとと自然環境にやさしいまち かのや

本市は、山と海に囲まれた豊かな自然環境が生活の身边に存在します。この快適な環境を将来へ引き継いでいくためには、各主体が環境面での将来像を共有し、一体となって環境保全をめざした取組を行っていきます。

目指す方向

環境負荷の
「低減」

健全な物質・
生命の「循環」

健全な生態系の
「維持・回復」

自然と人間との
「共生」や地域間
の「共生」

施策目標

生活・快適環境



- 水環境の保全
- 大気環境の保全
- 土壤環境の保全
- 快適な住環境の確保

ごみの減量・リサイクル



- ごみの減量・リサイクルの推進

自然環境



- 自然環境の保全

地球環境



- 脱炭素に向けた行動変容
- 持続可能な循環型社会形成の推進
- 再生可能エネルギーの導入・活用の推進
- 脱炭素のまちづくりの推進
- 農林水産分野の取組推進

環境学習



- 環境パートナーシップ
- 環境学習・教育の推進

計画に基づき推進する施策の方向

安全で快適な生活環境が保たれるまちを目指します。

1. 水環境の保全

- 肝属川水系について、水質保全に対する意識を啓発しながら、市・市民・事業者が連携して水質改善の取組をさらに推進とともに、環境保全型農畜産業の推進、水質浄化施設の設置など、総合的な水質浄化対策を推進します。
- 河川への生活雑排水の流入、地下水の汚染を防ぐため、公共下水道の整備区域内については、接続率の向上に向けた取組を進めています。
- 生活排水対策総合基本計画に基づいた生活排水処理施設（合併処理浄化槽）の整備を進めるとともに、合併処理浄化槽や既に設置済みの単独処理浄化槽の適正な維持管理を関係機関と連携して推進します。
- 肝属川などの市内の主要河川は、河川愛護の観点からの保全・整備を進めるとともに、市民参加型の清掃を含む監視活動を実施し、市民の身近な憩いの場となる河川の創造を目指します。

3. 土壌環境の保全

- 市民、事業者への土壌汚染対策法の周知徹底を図るとともに、土壌汚染に関する正しい情報を広め、土壌汚染の防止に努めます。
- 化学物質に関する正しい知識や、その取り扱いに関する制度の情報を広めています。

2. 大気環境の保全

- 悪臭問題は、事業者への指導強化、防止対策に係る情報の共有、また、適正な悪臭防止に関する普及・啓発を促進することで問題の改善に努めます。
- 静かで過ごしやすい環境を守るため、事業場からの騒音・振動を規制するとともに、生活騒音や自動車騒音など、身近な騒音対策に努めます。
- 本市の大気質に関しては、比較的清浄な状況となっております。大気汚染に関する苦情もほとんどないことから、引き続きこのような状況を維持できるよう各種施策を実施します。
- 法律で禁止されている野外焼却に関する周知啓発・指導を実施します。

4. 快適な住環境の確保

- 市民の身近な地域での環境美化活動を促進するとともに、市街地については緑化を推進していきます。
- 本市の歴史的・文化的遺産は、引き続き保全活動を実施するとともに、適切な形で未来へと継承します。
- 景観は、市民に心の安らぎを与える貴重な資源であることから、景観資源の保全に努めます。

計画に基づき推進する施策の方向

ごみの適正処理に対する市民意識の高揚と各主体の相互協力体制の確立を図ります。

5. ごみの減量・リサイクルの推進

- 循環型社会の構築を目指し、市民・事業者・各種団体や行政が協力して、ごみの減量化や資源化に取り組むことにより、ごみ処理に伴う環境負荷の低減及びごみの適正処理に努めています。
- 資源化の推進については、各種リサイクル制度の適正な運用などにより、資源の有効利用を図ります。
- 各主体のごみ減量化に対する意識を高めるため、イベントなどによる啓発、出前講座などによる環境学習の機会の充実、廃棄物の発生量などに関する情報の提供などを推進します。
- 市民・事業者への意識啓発と不法投棄監視体制の強化を図り、不法投棄未然防止のための地域環境づくりを進めます。
- 国や県及び警察などの関係機関と連携した不法投棄対策を進めます。

豊かな自然環境の中で生活することの大切さを市民や事業者とともに考え、人と自然が共生できる生活環境を守り育てていきます。

6. 自然環境の保全

- 多様な生態系を育む里山や海、川などの環境を保全するための取組を推進します。
- 里山は、生活に密着した貴重な共有財産であり、また、人と自然環境との共生の空間であることを認識し、これを保全・管理していきます。
- 環境負荷を低減した「環境保全型農業」を開拓するとともに、優良農地の確保や耕作放棄地の解消など、豊かな農村環境の維持に努めます。
- 豊かな海岸環境の保全を図ります。
- 本市内に生育・生息する動物、植物について、生物多様性※を確保するという観点からその生育・生息場所を保全します。
- 学校における教育活動、市民への広報活動、研修などを通じ、自然保护及び野生生物保護活動の普及を推進します。
- 有害鳥獣による農作物や生態系への被害を防止します。
- 生態系に影響を与えるおそれがある外来生物に関する情報提供を図るなど、適切な外来生物対策を推進します。
- 本市内に存在する河川、森林、里山といった自然とのふれあいのための空間を整備・保全し、人と自然がふれあえる地域づくりを推進します。
- 市街地においても、身近に緑とふれあえる地域づくりを進めます。
- 自然観察会などを通じて自然保护に対する意識の向上を図ります。

計画に基づき推進する施策の方向

「ゼロカーボンシティかのや推進計画」に基づき各種機関、団体等と連携しながら、効果的な地球温暖化対策を推進します。

7. 脱炭素(省エネ・再エネ)に向けた行動変容とそれにつながる普及啓発・省エネルギー行動の更なる推進

- 市民が楽しみながらできる脱炭素行動の実践
- 事業者の脱炭素経営の促進
- 環境教育・啓発の推進
- 住宅・建築物の省エネルギーの強化

9. 再生可能エネルギーの導入・活用の推進

- 公共施設における再生可能エネルギーの率先導入
- 市民・事業者における再生可能エネルギーの導入促進
- ゼロカーボン電力（再生可能エネルギー由来の電力）の活用
- 再生可能エネルギー（太陽光・風力・水力・水素等）の利活用に関する調査・研究

8. 持続可能な循環型社会形成の推進

- ごみの資源化・減量化の推進
- 廃棄物等のエネルギー利用の促進

10. 脱炭素のまちづくりの推進・運輸部門の脱炭素化の推進

- 脱炭素につながるコンパクトシティ
- 次世代自動車の普及促進
- 自転車利用、公共交通の利用促進

11. 農林水産分野の取組推進・吸収源対策の推進

- スマート農業・環境保全型農業の推進
- 豊かな森づくりによる吸収源対策の推進
- 豊かな海づくりによる吸収源対策の推進

環境に関する現状を学び、様々な環境問題に関心を持つことで、広い視野に立って環境を理解し、守り、愛する心を育てます。

12. 環境学習・環境教育の推進

- 各学校における環境教育や自然体験活動を推進します。
- 地域や学校への出前講座の実施を推進します。
- 市民、事業者が環境に関する知識・情報を習得しやすい仕組みを構築します。
- 教育機関における環境教育を推進するための体制を整備します。
- 環境学習・教育を推進するための人材育成を進めます。

13. 環境パートナーシップの推進

- 環境情報の整備・発信を行い、市民、事業者、行政との環境コミュニケーションを推進し、パートナーシップの推進に取り組みます。

環境指標の進捗状況

第Ⅰ節 生活・快適環境		単位	計画見策定時 (2018年度)	計画見直し時 (2023年度)	現況値 (2024年度)	目標値 (2029年度)
施 策	指 標					
水環境の保全	肝属川BOD※値（環境基準地点75%値）	mg/L	2.9	2.4	1.5	3.0以下
	肝属川のT-N（総窒素）値（年平均値）	mg/L	5.5	4.9	4.5	5.0以下
	廃食油回収量	L	3,196	2,553	2,584	3,196
大気環境の保全	大気汚染に係る環境基準の達成率	%	一部未達成 PM2.5注意報発令あり	88.9	93.4	100
	騒音に係る環境基準の達成率	%	100	100	100	100
	自動車騒音に関する環境基準の達成率	%	—	100	100	100
	「事業所等や近隣からのにおいて」の市民満足度	%	—	30	—	40
土壌環境の保全	土壌環境基準の達成率	%	100	100	100	100
	ダイオキシン類の環境基準の達成度	%	100	100	100	100
快適な住環境の確保	「まちのきれいさ」の市民満足度	%	38	43	—	50
	「景色の美しさ」の市民満足度	%	43	43	—	50

※BOD：生物が水中にある有機物を分解するのに必要とする酸素の量 (mg/l) を表しています。値が低いほど水質が良好で、高くなれば水が汚れていることを表します。
3 mg/L以下：アユの生息

環境指標の進捗状況

第2節 ごみの減量・リサイクルの推進		単位	計画見策定時 (2018年度)	計画見直し時 (2023年度)	現況値 (2024年度)	目標値 (2029年度)
施 策	指 標					
ごみの減量・リサイクルの推進	ごみ総排出量	t	32,367	31,068	29,732	28,166
	市民1人1日あたりのごみ量（資源物を除く）	g	741	748	729	641
	資源化率	%	13.4	12.3	11.7	17.8
	不法投棄通報（苦情）	件	105	117	71	105以下
第3節 自然環境		単位	計画見策定時 (2018年度)	計画見直し時 (2023年度)	現況値 (2024年度)	目標値 (2029年度)
施 策	指 標					
自然環境の保全	「自然環境の豊かさ」の市民満足度	%	47	50	—	50
	自然観察会の参加人数	人	8	16	13	50
	環境出前講座の年間受講者数	人	953	864	524	1,500
	ウミガメ上陸数	頭	8	1	13	毎年上陸
	環境監視員数	人	13	12	12	15

環境指標の進捗状況

第4節 地球環境(鹿屋市地球温暖化対策計画)	単位	計画見直し時 (2023年度)	現況値 (2024年度)	目標値 (2029年度)
地元農家による有機肥料の使用割合	%	35%	30%	50%

議題 2 で報告

第5節 環境学習		単位	計画見策定期 (2018年度)	計画見直し時 (2023年度)	現況値 (2024年度)	目標値 (2029年度)
施策	指標					
環境学習・環境教育の推進	こどもエコクラブの 登録者数	人	206	7	8	206
	環境出前講座年間開催数	回	10	23	19	30
	環境出前講座の年間受講者数	人	953	864	524	1,500
環境パートナーシップの推進	環境報告書(仮称)の 作成	—	環境白書の作成	—	—	作成・公表
	市広報紙等への環境情報の年間掲載回数	—	月1回	月1回	月1回	月1回

令和7年度の主な取組

ごみの減量・リサイクルの推進

地球温暖化対策

生活環境の保全

自然環境の保全

し尿処理の円滑推進

■生ごみ減量対策の推進
可燃ごみの約4割を占める生ごみの減量化対策

- ・生ごみバケツ設置場所の周知（市内179箇所）
- ・3キリ運動啓発活動

■資源物回収の拡充

- ・リユース品回収による減量化
- ・プラスチック製品の品目指定回収

■安定した収集運搬体制の維持

- ・ごみステーションに排出される家庭ごみの委託による収集運搬業務

■違反ゴミ排出対策

- ・町内会と連携して違反ごみの回収・処分を行うとともに、違反ごみの排出を減らす取り組みの推進や体制を強化する。

■重点対策加速化事業の推進

- ・市有施設への太陽光設置
- ・家庭向け太陽光、蓄電池設置補助

■脱炭素セミナーの開催

- ・市内事業者向け、職員向け
- ・企業ができる取組事例等の紹介

■脱炭素取組事業所等の紹介

- ・市HP等で事業所における取組内容等の紹介

■周知啓発活動の強化

- ・親子向けソーラーランプづくりの開催
- ・緑のカーテンコンテストの開催
- ・環境フェスタを活用した啓発活動

■悪臭対策の強化

- ・臭気指数導入に向けた調査事業実施
- ・事業系の悪臭対策として関係課との連携

■小型合併処理浄化槽設置整備事業の継続

- ・補助内容の拡充（R5年度より単独処理浄化槽の撤去費の補助）
- ・生活排水（し尿・雑排水）による水質汚濁の防止

■肝属川浄化対策の継続

- ・2号排水路及び肝属川上流浄化施設適正運用
- ・クリーン作戦の継続実施
- ・廃食油回収事業

■肝属川水系水質汚濁防止連絡協議会

- ・国・県・市・関係団体が一体となった肝属川の水環境改善を推進

■不法投棄防止対策の強化

- ・不法投棄をしない、させない、拾うの意識の啓発

■環境監視員及びウミガメ監視員の配置

- ・環境監視員 13名
- ・ウミガメ監視員 1名

■環境フェスタでの啓発活動

- ・脱炭素・ごみ減量、環境保全対策等の啓発

■自然観察会の実施

- ・近隣にある自然環境に触れる体験学習の実施

■外来生物ヤンバルトサカヤスデの蔓延防止

- ・駆除剤の配布、駆除業務委託

■公衆衛生の向上

- ・市内から排出されるし尿を衛生的に処理することによる、公衆衛生の向上

■他町の、し尿受入

- ・肝付町、東串良町のし尿の受入

■曾於北部衛生処理組合

- ・輝北地域のし尿の搬入先である曾於北部衛生処理組合への負担金